

# 国土交通省説明資料

---

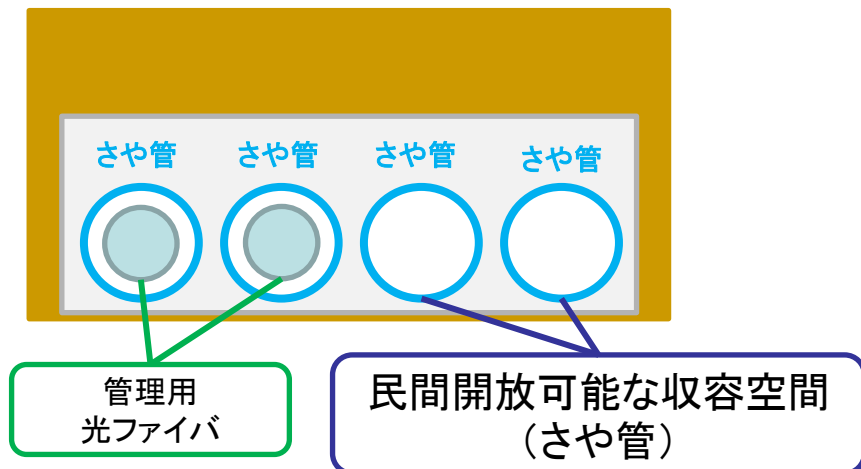
# 国の河川・道路管理用光ファイバ収容空間の開放概要について

- 国の管理する河川・道路管理用光ファイバ収容空間について、施設管理に支障のない範囲で占有者として民間事業者等へ開放。
- 申請については、通年で各地方整備局等にて受付を実施。

## 【制度の概要】

- 制度の対象 : 電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者、国、地方公共団体
- 開放区間 : ホームページ上で公表
- 募集時期 : 通年募集
- 占用料 : 河川法・道路法に基づく占用料
- 法的根拠 : 河川法第24条及び第26条  
道路法第32条又は電線共同講の整備等に関する特別措置法第11条

(光ファイバ収容空間イメージ図)



## 【令和4年度末現在の敷設状況】

インフラの種類	収容空間整備延長[km]	民間事業者等への開放状況	
		開放対象延長 ※1 [km]	民間等への開放延長 ※2 [km]
河川(直轄)	9,434	4,114	440
道路(直轄)	20,389	18,120	15,563
合計	29,823	22,234	16,003

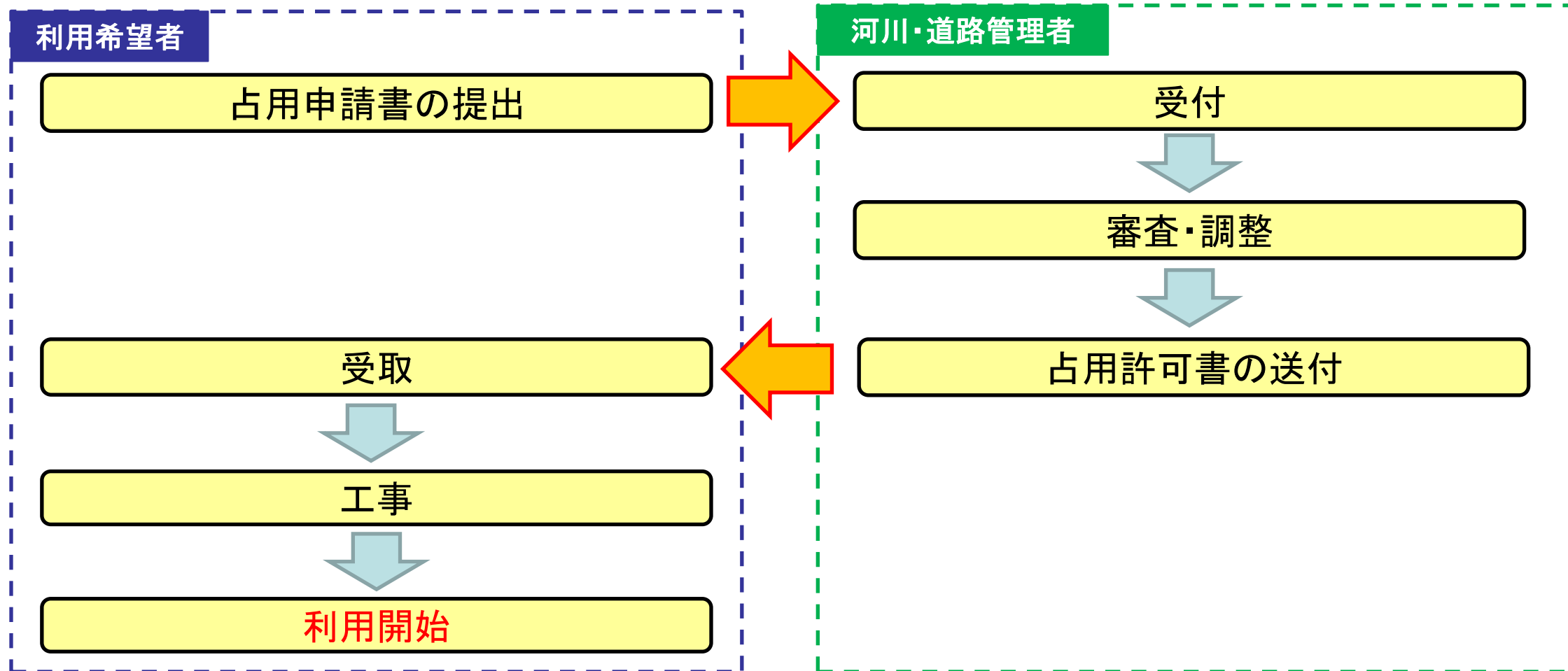
※1…敷設延長のうち、1条以上の貸出が可能な区間の延長距離

※2…敷設延長のうち、1条以上を民間事業者等への開放を行っている延長距離



# 収容空間利用手続きの流れ

- 光ファイバ収容空間の占用申請書の様式は、河川法施行規則第12条及び第15条、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則第2条等にて規定。
- 河川・道路管理施設の占用手続きに従って処理し、申請から占用許可書送付まで概ね3ヶ月程度。

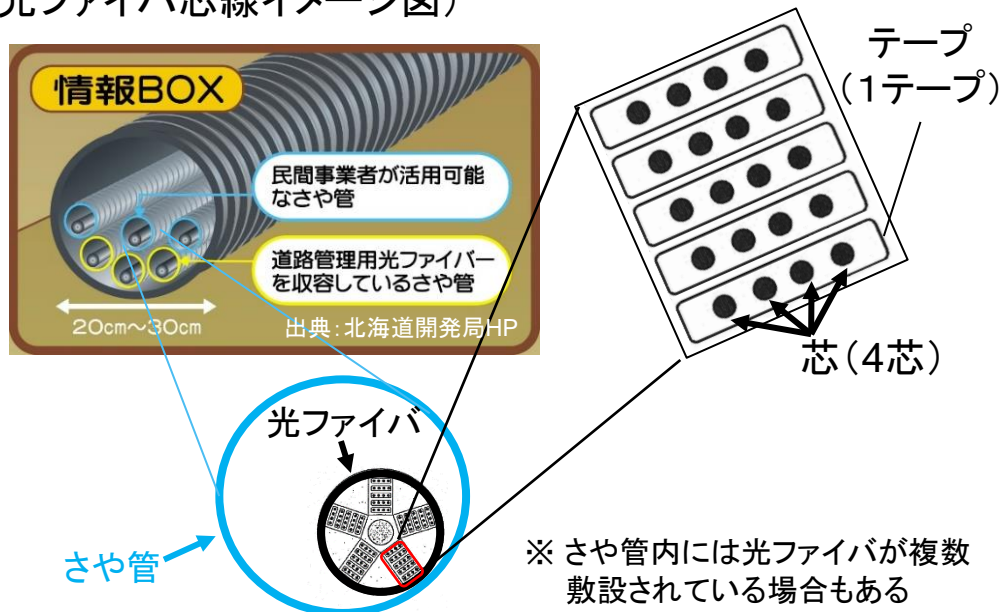


- 「e-Japan重点計画2002（IT戦略本部決定）」等を受け、高度情報通信ネットワークの形成をより一層進めるため、国の管理する河川・道路管理用光ファイバ芯線について、施設管理に支障のない範囲で民間事業者等に開放。
- 年に1度、民間事業者等からの利用申し込みを募集。（今年度は10月6日(金)～11月10日(金)）

## 【制度の概要】

- 制度の対象 : 電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者、国、地方公共団体
- 開放区間 : ホームページ上で公表
- 最小開放芯線 : 1芯から利用可能
- 募集時期 : 下半期に1度募集(年1回)
- 分担金 : 原則として 16円/芯/m/年  
堤防区間等、敷設が容易な箇所については11円/芯/m/年
- 法的根拠 : 河川法第17条第1項及び第66条、又は、道路法第20条第1項及び第55条第1項の兼用工作物

(光ファイバ芯線イメージ図)



## 【令和4年度末現在の敷設状況】

インフラの種類	光ファイバ敷設延長[km]	民間事業者等への開放状況	
		開放対象延長 ※1 [km]	民間等への開放延長 ※2 [km]
河川(直轄)	17,670	3,287	173
道路(直轄)	21,256	14,559	7,209
合計	38,926	17,846	7,382

※1…敷設延長のうち、1芯以上の貸出が可能な区間の延長距離

※2…敷設延長のうち、1芯以上を民間事業者等への開放を行っている延長距離



# 国の光ファイバ芯線開放状況の公表について

- 国土交通省では、国が管理する河川・道路における光ファイバ芯線の位置情報、利用可否をHPにて公表。
- 具体的には、開放している位置情報を地図上で色分けして表示するとともに、利用可能な光ファイバ芯線数を公表。

## 河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等への開放

国土交通省では、平成13年3月に政府において策定した「e-Japan重点計画」に掲げられている「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」を積極的に支援するため、これまで、公共施設管理用光ファイバ収容空間等の整備、開放を推進してきましたが、高度情報通信ネットワークの形成をより一層進めるため、平成14年6月に政府において策定した「e-Japan重点計画2002」等を受け、収容空間等の整備、開放に加え、平成14年度から国の管理する河川・道路管理用光ファイバについて、施設管理に支障のない範囲内で、電気通信事業者等に開放しています。

## 光ファイバ民間開放の実施について

令和5年度の河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等による利用申込の受付期間や開放状況、利用方法の概要等は以下のとおりです。

### 【募集期間】

令和5年10月6日(金) から 令和5年11月10日(金)

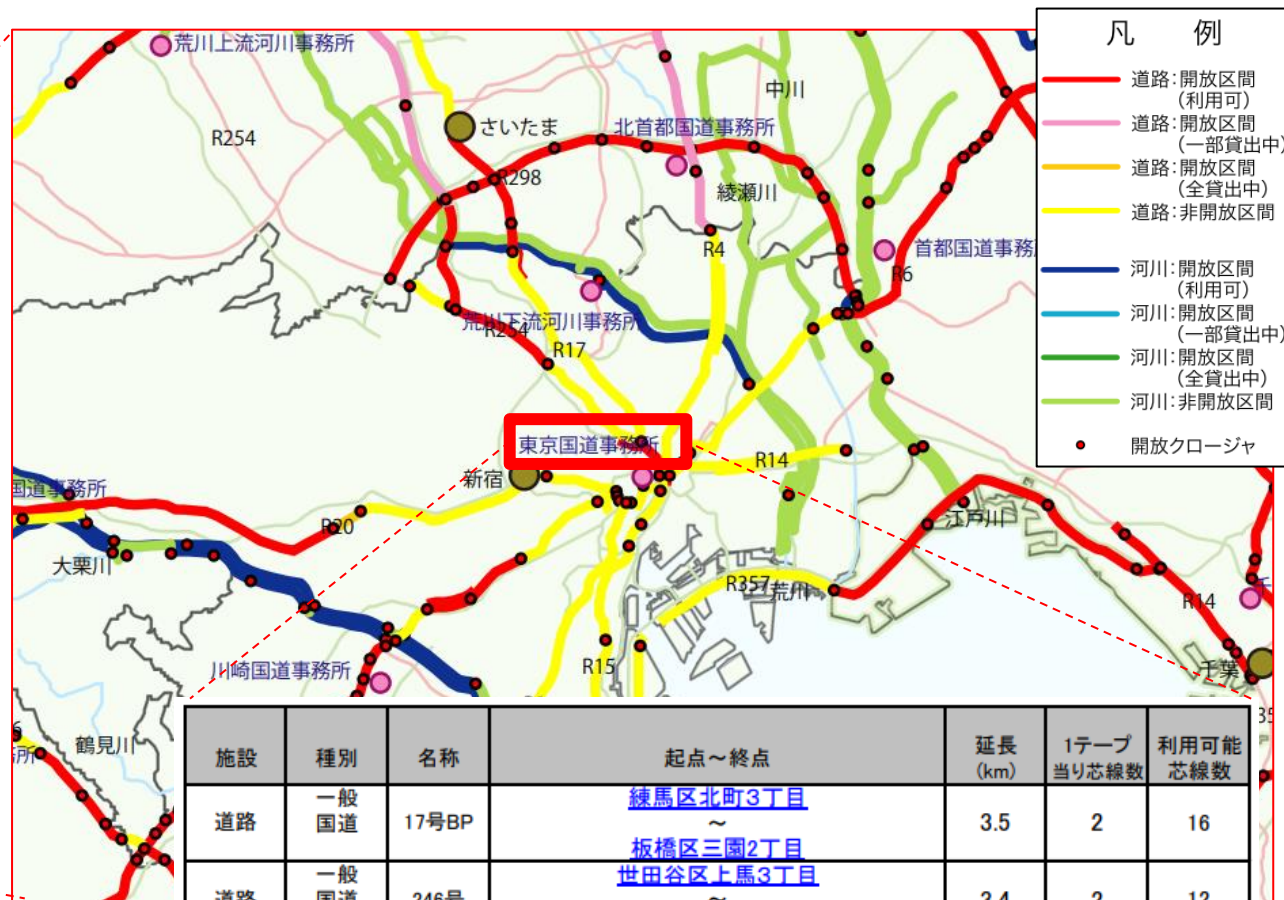
### 【開放状況】

	光ファイバ整備及び開放状況		収容空間整備及び開放状況	
北海道開発局	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>
東北地方整備局	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>
関東地方整備局	<b><a href="#">全体地図</a></b>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>
北陸地方整備局	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>
中部地方整備局	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>
近畿地方整備局	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>
中国地方整備局	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>
四国地方整備局	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>
九州地方整備局	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>
沖縄総合事務局	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>	<a href="#">全体地図</a>	<a href="#">問い合わせ先</a>

※令和5年3月末時点の情報となります。

※光ファイバ民間開放全般についての問い合わせは、国土交通省光ファイバ受付窓口、個別の光ファイバの開放状況については上表問い合わせ先までお問い合わせください。

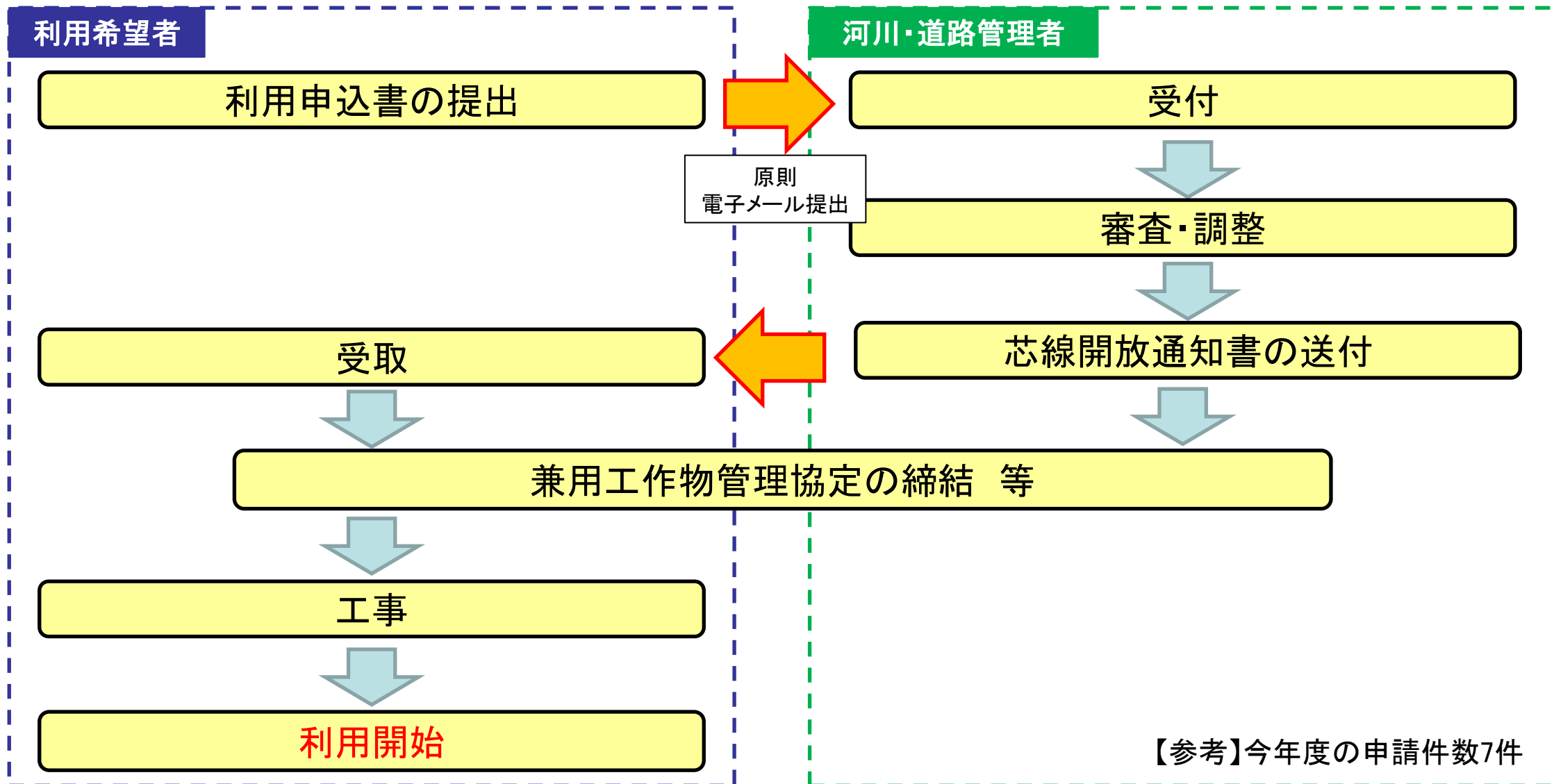
【URL】[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tk\\_000048.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tk_000048.html)



施設	種別	名称	起点～終点	延長 (km)	1テープ 当り芯線数	利用可能 芯線数
道路	一般 国道	17号BP	<a href="#">練馬区北町3丁目</a> ~ <a href="#">板橋区三國2丁目</a>	3.5	2	16
道路	一般 国道	246号	<a href="#">世田谷区上馬3丁目</a> ~ <a href="#">世田谷区瀬田3丁目</a>	3.4	2	12
道路	一般 国道	254号	<a href="#">板橋区中丸町</a> ~ <a href="#">練馬区北町5丁目</a>	5.7	4	16
道路	一般 国道	15号	<a href="#">大田区南蓮田2丁目</a> ~ <a href="#">大田区東六郷3丁目</a>	1.9	4	24
道路	一般 国道	17号	<a href="#">千代田区外神田1丁目</a> ~ <a href="#">文京区本郷2丁目</a>	1.6	8	48
道路	一般 国道	246号	<a href="#">世田谷区池尻2丁目</a> ~ <a href="#">世田谷区上馬3丁目</a>	2.4	2	12

# 光ファイバ芯線の利用手続きの流れ

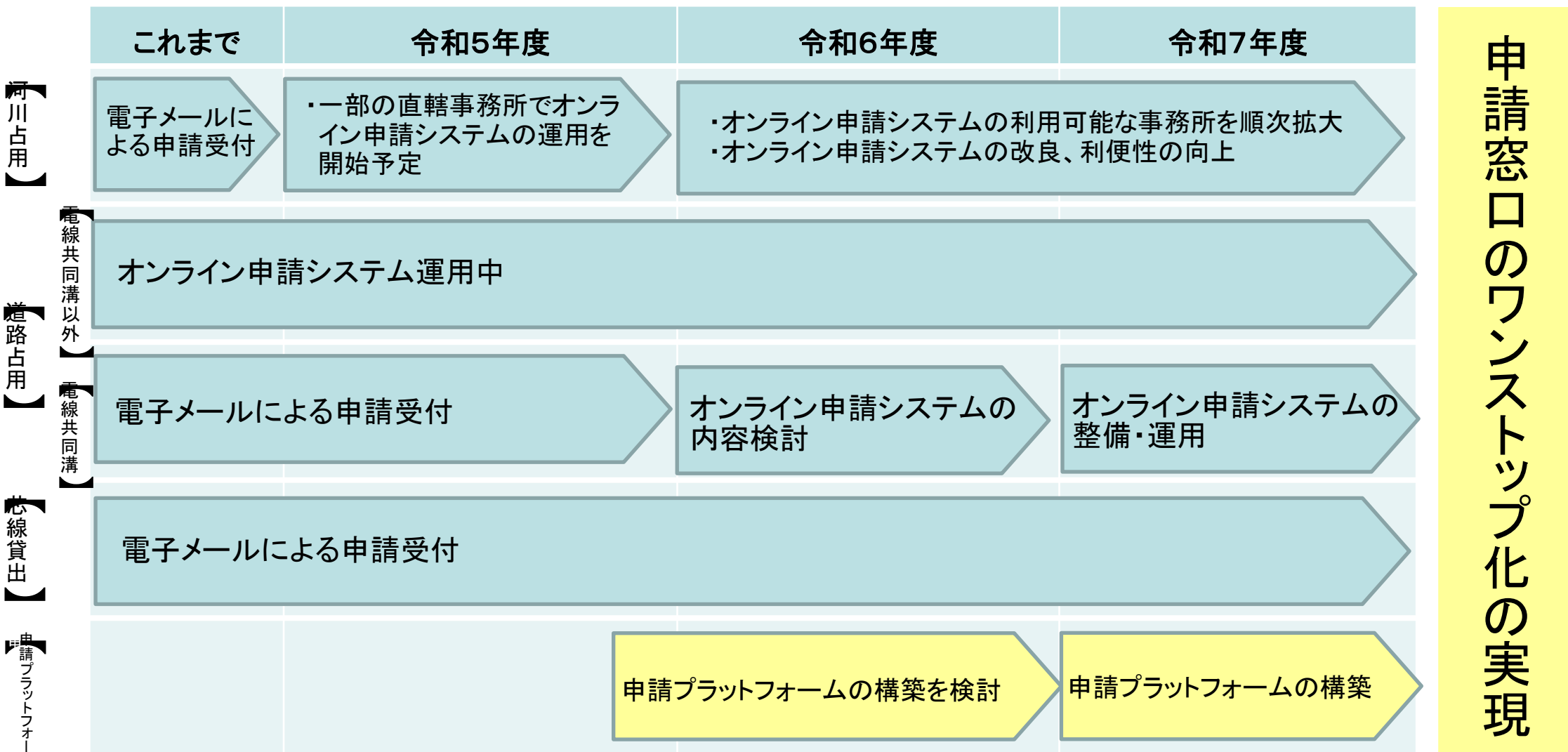
- HPにて公表済の河川・道路共通の利用申込書に必要事項を記入し、国土交通省光ファイバ受付窓口へ原則電子メールにて提出。
- 申請から、兼用工作物管理協定の締結まで概ね2ヶ月程度。



【参考】今年度の申請件数7件

# 光ファイバ収容空間・芯線の利用手続におけるWEBによるオンライン化

- 国において河川・電線共同溝それぞれについて占用のオンライン申請システムの検討を行っているところ。
- 併せて、収容空間の占用と光ファイバの利用手続きについて、一元的な申請を行えるプラットフォームを整備し、申請窓口をワンストップ化する予定。



※ 地方公共団体における道路の占用に関する手続きについては、本年8月より一部の地方公共団体においてe-Govによる道路占用許可手続きの試行運用をしており、来年度以降全国の地方公共団体への本格導入を進めていく予定。



## ○ これまでの国の取組状況

- 情報公開については、收容空間及び光ファイバ芯線の整備状況、位置情報、利用可否をHPで公表済。
- 申請窓口のオンライン化については、河川及び電線共同溝の占用については、電子メールによる申請受付を開始済。
- また、道路占用(電線共同溝を除く)については、申請窓口をオンライン化済。

## ○ 今後の国の取組

- 河川については、占用のオンライン申請システムを整備中。
- 電線共同溝については、占用のオンライン申請システムを整備予定。
- 收容空間の占用と光ファイバの利用手続きの申請窓口のオンラインによるワンストップ化(一元的な申請)に向け、共通プラットフォームを整備予定。

## ○ 国から地方公共団体に対する取組

- 地方公共団体(1,788自治体)を対象に、收容空間及び光ファイバの整備状況等の実態把握調査を、今年度中に実施。
- 調査結果を踏まえ、国・地方一元的な情報公開方法を検討、情報公開に必要なデータ収集・資料作成について、国から地方公共団体に協力要請。
- 国・地方の申請窓口のワンストップ化に向け、地方公共団体に対して、国で整備する共通プラットフォームの活用を要請。

## ○ 国から民間企業に対する取組

- 民間企業も含めた情報公開・申請窓口の一元化については、総務省及び関係省庁と連携して対応策を検討。